

## 【議院運営委員会】

### ○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出、衆法第13号) 要旨

本案は、人事院勧告に伴い、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、各議院の議長、副議長及び議員について同様の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第14号) 要旨

本案は、人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員に令和4年6月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに準じて、国会議員の秘書について同様の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 令和4年6月に受ける期末手当等について特例を設けること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第15号) 要旨

本案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 二 一の育児休業の回数には、現行では子の出生の日から両議院の議長が協議して定める期間内にする最初の育児休業を含めないこととされているものを、当該期間内にする2回目の育児休業についても含めないこととすること。
- 三 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

## ○国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第29号）要旨

本案の内容は次のとおりである。

- 一 文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めること。
- 二 調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること。
- 三 調査研究広報滞在費の支給について、任期満限、辞職、退職又は除名の場合には、日割計算に改めること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。
- 五 所要の規定の整理を行うこと。

## ○国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第38号）要旨

本案の改正点は、次のとおりである。

- 一 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）により地方公共団体情報システム機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の出版物の納入義務を課すこと。
- 二 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）により地方税共同機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の出版物の納入義務を課すこと。
- 三 私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの（五において「有償等オンライン資料」という。）について、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三及び五は、令和5年1月1日から施行すること。
- 五 有償等オンライン資料であって、三の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例によること。